

前回審議会からの変更点について

ページ	変更前の内容	変更後の内容	備考
目次		【追加】 第 1 章 2. ガイドライン策定の目的	
目次	第 4 章 2. <u>受動喫煙に関する普及啓発等</u>	第 4 章 2. <u>今後の取り組み</u>	
1	本市においても、改正健康増進法の趣旨や東京都の条例等を踏まえ、この間、受動喫煙に関する周知等を進めてきたところですが、 <u>市民の健康増進を図る観点から、生活習慣病の発症予防（がん対策）及び受動喫煙防止対策を推進するための目指すべき姿を示す小金井市受動喫煙防止対策ガイドライン（以下「ガイドライン」という。）を策定します。</u>	本市においても、改正健康増進法の趣旨や東京都の条例等を踏まえ、この間、受動喫煙に関する周知等を進めてきたところですが、 <u>喫煙環境を取り巻く状況が変化してきていることなどから、これらの状況を踏まえ、更なる受動喫煙防止対策を進めていくことが求められています。</u>	
2		【追加】 2. ガイドライン策定の目的 小金井市受動喫煙防止対策ガイドライン（以下「ガイドライン」という。）では、本市の課題と対策を整理し、市民の健康増進を図る観点から、生活習慣病の発症予防（がん対策）及び動喫煙防止対策を推進するための目指すべき姿を示すとともに、たばこの煙や臭いに困ることのない快適な環境の整備を推進し、たばこを吸う人も吸わない人も誰もが快適に過ごせるまちづくりの実現を目指します。	

3	本ガイドラインが目指すものは、たばこが健康に及ぼす悪影響から市民の健康を守り、<u>市民一人ひとりが健康で快適に過ごすことができる環境の整備</u>です。 以下に示す改正健康増進法の基本的な考え方を踏まえ、受動喫煙による健康被害を防止するという疾病予防の観点から、公共施設をはじめ、公共的な空間の受動喫煙防止対策を推進していきます。	本ガイドラインが目指すものは、たばこが健康に及ぼす悪影響から市民の健康を守るとともに、<u>たばこを吸う人も吸わない人も誰もが快適に過ごすことができる環境の整備</u>です。 以下に示す<u>国</u>の改正健康増進法の基本的な考え方を踏まえ<u>つつ</u>、受動喫煙による健康被害を防止するという疾病予防の観点から、公共施設をはじめ、公共的な空間の受動喫煙防止対策を推進していきます。	
10		【追加】 (3) 小金井市まちをきれいにする条例の制定と路上喫煙禁止地区の指定 路上喫煙の防止対策については、ＪＲ武蔵小金井駅、ＪＲ東小金井駅、西武多摩川線新小金井駅を中心としたエリアで、道路上での喫煙を終日禁止する「路上禁煙地区」を指定しています。この「路上禁煙地区」は、平成９年に制定された小金井市まちをきれいにする条例第１１条第２項において、「何人も、路上禁煙地区においては、道路上で喫煙してはならない。」と定めており、小金井市民に限らず、すべての人が対象になります。	
12	敷地内禁煙 原則敷地内全域で喫煙を禁止するが、特定屋外喫煙場所※を設置	敷地内禁煙 原則敷地内全域で喫煙を禁止するが、特定屋外喫煙場所※を設置する	
13	改正健康増進法による規制	改正健康増進法 <u>など</u> による規制	
13		【追加】 表に「東京都受動喫煙防止条例」を追加	

13	公共的な場所 公園（市立公園以外の公園）、道路（通学路含む）、駅前、 <u>イベント会場</u> 等	公共的な場所 公園（市立公園以外の公園）、道路（通学路含む）、駅前等	
14	屋外であっても、 <u>子どもが多く</u> 利用するような公共的な場所については、受動喫煙を防止するための配慮が必要です。	屋外であっても、 <u>喫煙を行う場合は周囲の状況に配慮が求められています</u> が、 <u>多くの方が利用する公共的な場所</u> については、受動喫煙を防止するための <u>一層の</u> 配慮が必要です。	
15	などから十分に離して喫煙場所を設置することが <u>望まれます</u> 。屋外に喫煙場所を設置するにあたって、上の①～④などから十分な距離がとれない場合には、 <u>必要に応じて</u> 「囲い」や「ついたて」等を設けるなどの工夫が必要です。	などから十分に離して喫煙場所を設置することが <u>必要</u> です。屋外に喫煙場所を設置するにあたって、上の①～④などから十分な距離がとれない場合には、「囲い」や「ついたて」等を設けるなどの工夫が必要となります。	
16	ガイドラインが目指す <u>各主体</u> の役割	ガイドラインが目指す <u>市民、事業者、市</u> の役割	
16	他人に受動喫煙を <u>生じさせることがない</u> よう努めることが大切です。	他人に受動喫煙を <u>生じさせない</u> よう努めることが大切です。	
17		【追加】 (3) 喫煙マナーについての普及啓発 「子どもや妊産婦、有病者のそばでは吸わない」「多くの方が利用する公共的な場所では吸わない」「歩きたばこや吸い殻のポイ捨てはしない」等の喫煙マナーについて、市ホームページ等の媒体を活用し、市民に周知します。	
18	<u>喫煙希望者</u> への相談や専門機関の紹介を行うとともに	<u>禁煙希望者</u> への相談や専門機関の紹介を行うとともに	
18	喫煙所を設置する場合は、	特に駅前など <u>多くの方が利用する場所</u> に喫煙所を設置する場合は、	

小金井市 受動喫煙防止対策 ガイドライン (案)

令和 7 年 3 月

小 金 井 市

目 次

第1章 はじめに	〇〇
1. ガイドライン策定の背景	〇〇
2. ガイドライン策定の目的	〇〇
3. ガイドラインの位置づけ	〇〇
4. ガイドラインの期間	〇〇
5. 基本的な考え方	〇〇
6. 受動喫煙防止の必要性	〇〇
第2章 市の現状と課題	〇〇
1. 市の現状	〇〇
2. 課題	〇〇
第3章 小金井市の受動喫煙防止対策の目指す姿	〇〇
1. 受動喫煙防止対策の種類	〇〇
2. 施設等における受動喫煙防止対策の目指す姿	〇〇
3. 屋外に喫煙場所を設置する場合	〇〇
第4章 受動喫煙防止対策の推進	〇〇
1. 受動喫煙防止の環境づくり	〇〇
2. 今後の取り組み	〇〇
資料編	〇〇

第1章 はじめに

1. ガイドライン策定の背景

喫煙は死に至る病気の原因や妊娠中の喫煙で胎児の発育に悪影響を及ぼすだけでなく、周囲の非喫煙者の健康にも悪影響を及ぼすことが明らかとなっています。疾病予防の観点等から、受動喫煙防止対策を進めることが重要です。

国においては、平成15年5月施行の健康増進法において、「多数の者が利用する施設を管理する者は、これらを利用する者について、受動喫煙を防止するために必要な措置を講ずるように努めなければならない」と定めました。また、平成16年6月には、「たばこの規制に関する世界保健機関枠組条約（FCTC）」を批准し、国際的な受動喫煙防止の取組みに参画しました。

その後、平成30年7月、健康増進法の一部を改正する法律（以下「改正健康増進法」という。）が成立し、望まない受動喫煙の防止を図るため、多数の者が利用する施設等の区分に応じ、当該施設等の一定の場所を除き喫煙を禁止するとともに、当該施設等の管理について権原を有する者が講ずべき措置等について定められました。この改正健康増進法は、平成31年1月24日の一部施行から順次施行され、令和2年4月1日に全面施行となりました。

また、東京都においては、平成29年10月、子どもの生命及び健康を受動喫煙の悪影響から保護するための環境整備に関する事項を定めた「東京都子どもを受動喫煙から守る条例」が制定（平成30年4月1日施行）されました。受動喫煙による健康への悪影響に関する理解を深めるとともに、いかなる場所においても、子どもに受動喫煙をさせることのないよう努めるなど、都民の責務に関する規定が設けられました。その後、都民の健康増進の観点から、また、オリンピック・パラリンピックのホストシティとして、受動喫煙対策をより一層推進していくため、平成30年7月、「東京都受動喫煙防止条例」が制定（令和2年4月1日施行）されました。この条例は、改正健康増進法の規制に加えて、第一種施設のうち保育所、幼稚園、小学校、中学校、高等学校等の敷地内禁煙（屋外に喫煙場所設置不可）の努力義務が課されています。

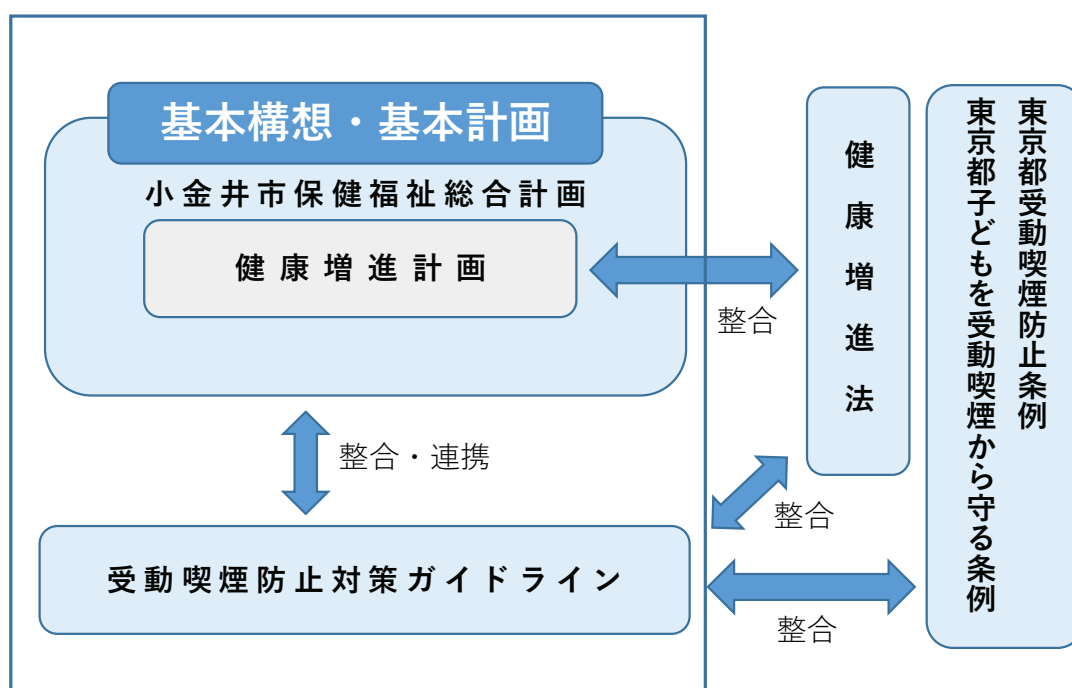
本市においても、改正健康増進法の趣旨や東京都の条例等を踏まえ、この間、受動喫煙に関する周知等を進めてきたところですが、喫煙環境を取り巻く状況が変化してきていることなどから、これらの状況を踏まえ、更なる受動喫煙防止対策を進めていくことが求められています。

2. ガイドライン策定の目的

小金井市受動喫煙防止対策ガイドライン（以下「ガイドライン」という。）では、本市の課題と対策を整理し、市民の健康増進を図る観点から、生活習慣病の発症予防（がん対策）及び動喫煙防止対策を推進するための目指すべき姿を示すとともに、たばこの煙や臭いに困ることのない快適な環境の整備を推進し、たばこを吸う人も吸わない人も誰もが快適に過ごせるまちづくりの実現を目指します。

3. ガイドラインの位置づけ

本ガイドラインは、健康増進法第8条第2項に基づく健康増進計画を上位計画とし、健康増進法等と整合を図り、受動喫煙防止対策に関して定めるものです。



4. ガイドラインの期間

本ガイドラインは、上位計画である健康増進計画の改定に合わせ、必要に応じて見直すこととします。

また、健康増進法等の改正や今後の社会情勢の変化に応じ、適宜見直しを行います。

5. 基本的な考え方

本ガイドラインが目指すものは、たばこが健康に及ぼす悪影響から市民の健康を守るとともに、たばこを吸う人も吸わない人も誰もが快適に過ごすことができる環境の整備です。

以下に示す国の改正健康増進法の基本的な考え方を踏まえつつ、受動喫煙による健康被害を防止するという疾病予防の観点から、公共施設をはじめ、公共的な空間の受動喫煙防止対策を推進していきます。

《国の改正健康増進法の基本的な考え方》

【基本的考え方1】

「望まない受動喫煙」をなくす
受動喫煙が他人に与える健康影響と、喫煙者が一定程度いる現状を踏まえ、屋内において、受動喫煙にさらされることを望まない者がそのような状況に置かれることのないようにすることを基本に、「望まない受動喫煙」をなくす。

【基本的考え方2】

受動喫煙による健康影響が大きい子ども、患者等に特に配慮
子どもなど20歳未満の者、患者等は受動喫煙による健康影響が大きいことを考慮し、こうした方々が主たる利用者となる施設や、屋外について、受動喫煙対策を一層徹底する。

【基本的考え方3】

施設の類型・場所ごとに対策を実施
「望まない受動喫煙」をなくすという観点から、施設の類型・場所ごとに、主たる利用者の違いや、受動喫煙が他人に与える健康影響の程度に応じ、禁煙措置や喫煙場所の特定を行うとともに、掲示の義務付けなどの対策を講ずる。
その際、既存の飲食店のうち経営規模が小さい事業者が運営するものについては、事業継続に配慮し、必要な措置を講ずる。

6. 受動喫煙防止の必要性

(1) たばこの害

たばこの煙には、約5,300種類の化学物質が含まれており、ニコチンやタール、一酸化炭素などの有害物質や約70種類の発がん性物質も含まれています。

たばこの煙には、喫煙者が吸う「主流煙」、たばこから立ち昇る「副流煙」があります。副流煙には発がん性物質やニコチン、一酸化炭素などの有害物質が主流煙の数倍も含まれています。

【主流煙と比較した場合の副流煙に含まれる有害物質】

(主流煙に含まれる量を1とした場合)

タール（発がん性物質）	1. 2～10. 1倍
ニコチン（血流を悪化）	2. 8～19. 6倍
一酸化炭素（酸素不足を招く）	3. 4～21. 4倍

厚生労働省「喫煙と健康 喫煙の健康影響に関する 検討会報告書」（平成28年8月）

(2) 喫煙者本人への健康影響

喫煙は、がんだけでなく、虚血性心疾患、脳卒中、慢性閉塞性肺疾患（COPD）など、さまざまな病気の原因にもなります。

① 喫煙とがん

たばこの煙の中には、多くの発がん性物質が含まれます。喫煙はがんのリスクを高めます。

ア 煙に含まれる発がん性物質

たばこの煙には約5,300種類以上の化学物質が含まれ、健康影響が懸念され、発がん性があると報告されている物質が約70種類存在します。

イ 喫煙とがんとの因果関係

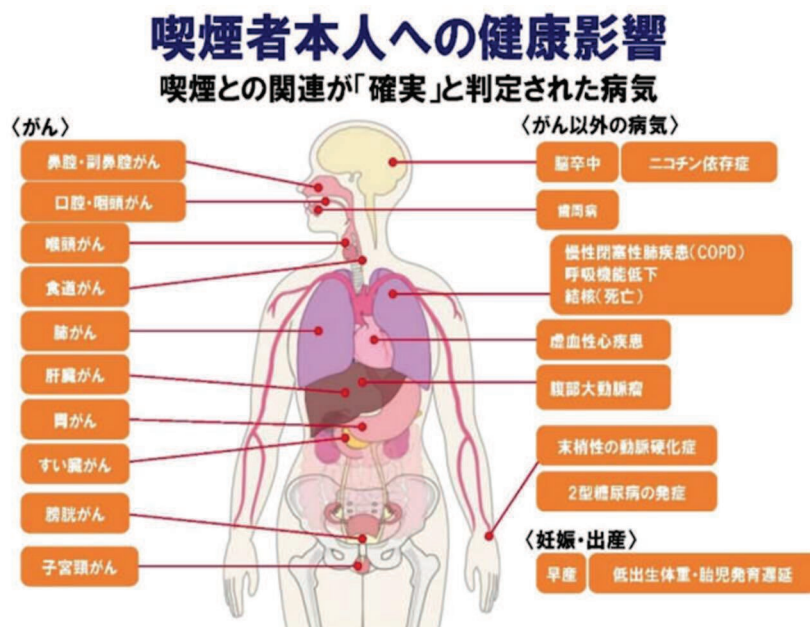
喫煙している本人がなりやすいがんとして、がんとの因果関係が「科学的証拠は因果関係を推定するのに十分である」【レベル1】と判定されたのは、鼻腔・副鼻腔がん、口腔・咽頭がん、喉頭がん、食道がん、肺がん、肝臓がん、胃がん、膵臓がん、子宮頸けいがん、膀胱がんです。

② 喫煙と循環器疾患

たばこを吸うと、動脈硬化や血栓の形成が進むことから、虚血性心疾患（狭心症、心筋梗塞）を引き起こす原因となります。また、脳卒中（脳出血、くも膜出血、脳梗塞）のリスクを高めます。それだけでなく、喫煙は動脈硬化性疾患の早期発症や重症化にもつながることが報告されています。

③ 呼吸器疾患

たばこを吸うと、基礎的疾患がない場合でも、呼吸器疾患を引き起こす原因となります。喫煙は、さまざまな呼吸器症状を引き起こし、喘息のリスクを高めます。また慢性閉塞性肺疾患（COPD）の発生と、それによる死亡を引き起こす可能性があります。



厚生労働省「禁煙支援マニュアル（第二版）増補改訂版」（平成 30 年 5 月）

(3) 受動喫煙による健康影響

① 受動喫煙とは

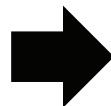
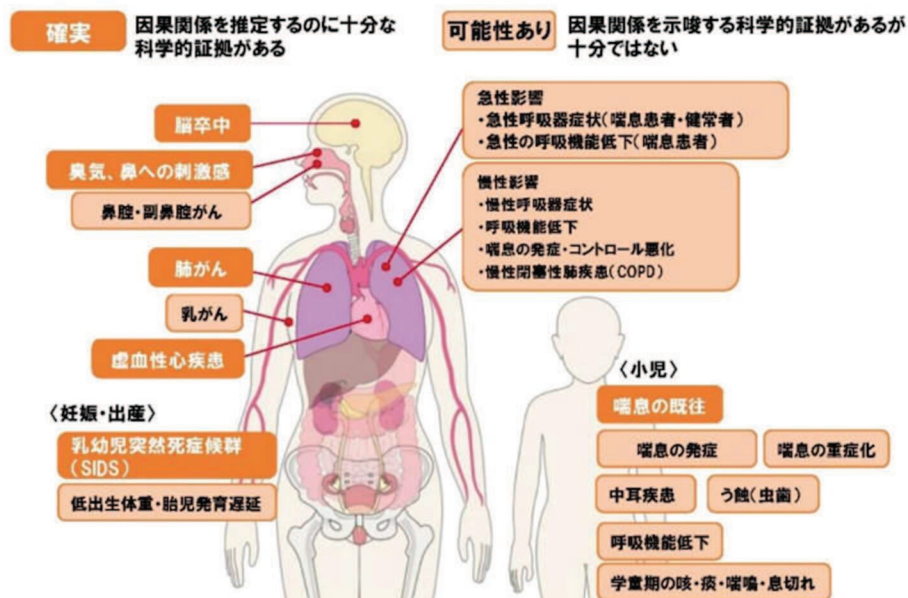
本人が喫煙しなくても、他人のたばこの煙を吸わされてしまうことを「受動喫煙」といいます。喫煙者が吸っている煙（主流煙）だけではなく、タバコから立ち昇る煙（副流煙）や喫煙者が吐き出す煙にも、ニコチンやタールはもちろん多くの有害物質が含まれています。副流煙には発がん性物質やニコチン、一酸化炭素などの有害物質が主流煙の数倍も含まれています。

② 受動喫煙による健康影響

受動喫煙は、喫煙しない周りの人の健康へも影響を及ぼします。受動喫煙とがんとの因果関係が「科学的証拠は因果関係を推定するのに十分である」【レベル1】と判定された疾患は、肺がん、虚血性心疾患、脳卒中です。

また、十分ではないものの、受動喫煙とがんとの因果関係があると考えられる【レベル2】と判定されたのは、鼻腔・副鼻腔がん、乳がんです。子どもや妊婦（胎児）の健康への影響があることが明らかになっています。

受動喫煙による健康影響



疾病のリスク上昇

肺がん：約 1.28 倍
 脳卒中：約 1.24 倍
 虚血性心疾患：約 1.3 倍
 子どもへの影響：喘息になりやすくなる
 妊婦（胎児）への影響：乳幼児突然死症候群

(4) 受動喫煙防止対策の必要性

日本における受動喫煙と関連する病気による死亡者数は約15,000人と推計されています。受動喫煙を受けた人は受けない人に比べ病気になるリスクが高くなります。

市民の健康増進を図る観点から、生活習慣病の発症予防（がん対策）及び非喫煙者、子どもや妊婦などをたばこの害から守るための受動喫煙防止対策を行う必要があります。

第2章 市の現状と課題

1. 市の現状

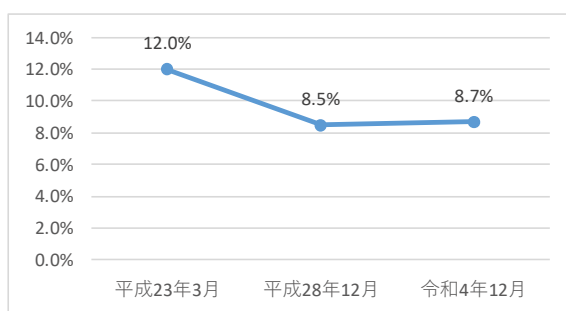
(1) 喫煙率の推移等

市民の喫煙率については、これまで健康増進計画を策定するに当たり3回市民アンケートを実施しており、平成23年3月12.0%、平成28年12月8.5%、令和4年12月8.7%となっています。平成23年から平成28年にかけて3.5%減少しましたが、その後は横ばいとなっています。

平成28年12月と令和4年12月の市民アンケートによると、吸っているがやめようと思っている人の割合は、約0.5%（平成28年0.4%、令和4年0.6%）と低くなっています。

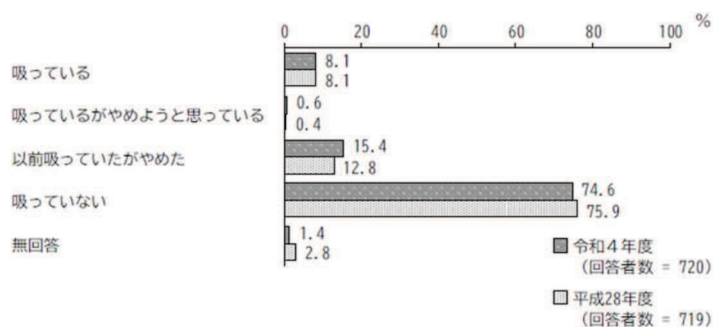
令和4年12月の市民アンケートによると、喫煙者の喫煙年数は、30年以上が53.4%と最も高く、次いで10～30年未満が32.8%となっています。

図 喫煙率の推移



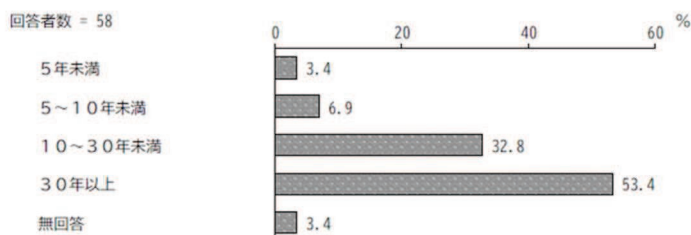
出典：小金井市保健福祉総合計画策定に関するアンケート調査報告書

図 喫煙の有無



出典：小金井市保健福祉総合計画策定に関するアンケート調査報告書

図 喫煙年数

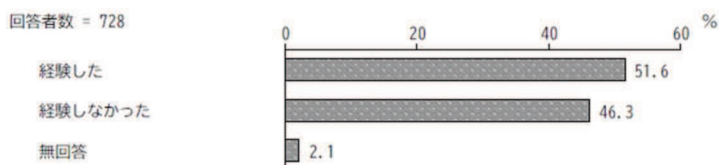


出典：小金井市保健福祉総合計画策定に関するアンケート調査報告書

(2) 受動喫煙の経験

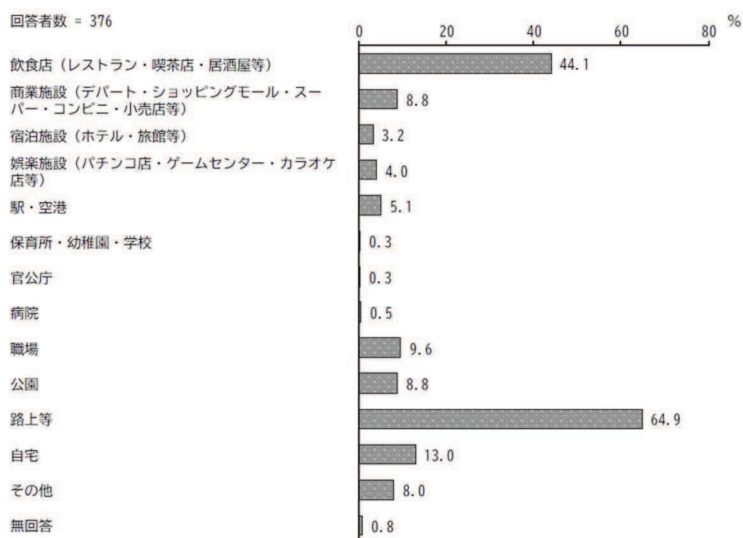
令和4年12月の市民アンケートによると、1年以内に受動喫煙を経験した人の割合は51.6%となっています。また、受動喫煙を経験した場所に関しては、「路上等」が64.9%と最も多く、次いで「飲食店（レストラン・喫茶店・居酒屋等）」44.1%、「自宅」13.0%となっています。

図 1年以内の受動喫煙の経験有無



出典：小金井市保健福祉総合計画策定に関するアンケート調査報告書

図 受動喫煙を経験した場所



出典：小金井市保健福祉総合計画策定に関するアンケート調査報告書

(3) 小金井市まちをきれいにする条例の制定と路上喫煙禁止地区の指定

路上喫煙の防止対策については、ＪＲ武蔵小金井駅、ＪＲ東小金井駅、西武多摩川線新小金井駅を中心としたエリアで、道路上での喫煙を終日禁止する「路上禁煙地区」を指定しています。この「路上禁煙地区」は、平成９年に制定された小金井市まちをきれいにする条例第１１条第２項において、「何人も、路上禁煙地区においては、道路上で喫煙してはならない。」と定めており、小金井市民に限らず、すべての人が対象になります。

図追加予定

(4) 公共施設等における受動喫煙防止対策

市内の公共施設における受動喫煙防止対策については、改正健康増進法に伴い、施設類型に応じて必要な措置が講じられています。また、法の趣旨に照らし、望まない受動喫煙を防止し、特に子どもたちを受動喫煙から守るという観点から、市立公園については、令和６年１０月から敷地内完全禁煙を達成しています。

現状、本市の受動喫煙防止に対する基本的な考え方（方針）がないことから、各課において、受動喫煙防止対策に取り組んでいる状況です。

一方で、武蔵小金井駅の北口等、公共的な場所における受動喫煙について、市民からの苦情や要望等が多くなっています。

2. 課題

(1) 市民への周知・啓発について

喫煙率の推移をみると、平成23年から平成28年にかけて3.5%減少しましたが、その後は横ばいとなっています。依然として喫煙率は約8%となっており、約10人に1人が喫煙しています。また、平成28年12月と令和4年12月の市民アンケートによると、吸っているがやめようと思っている人の割合は約0.5%（平成28年0.4%、令和4年0.6%）と低くなっており、喫煙が健康に及ぼす害について、さらなる普及啓発が求められています。

受動喫煙の経験では、令和4年12月の市民アンケートによると、1年以内に受動喫煙を経験した人の割合は51.6%と約2人に1人が受動喫煙を経験したことがあると答えています。また、受動喫煙を経験した場所に関しては、「路上等」が64.9%と最も多くなっており、改正健康増進法により、屋外において喫煙を行う場合は周囲の状況に配慮することとなっていることの周知を行うことが求められています。

あわせて、市として、市内での連携を密にし、受動喫煙防止対策を推進していくことが重要です。

(2) 公共的な場所における受動喫煙防止対策について

本市は公衆喫煙所を設置しておらず、特に武蔵小金井駅北口の商店街入口にある民有地の喫煙所にあっては対策が不十分であるため、市民から早急に受動喫煙防止対策の実施を求められています。

第3章 小金井市の受動喫煙防止対策の目指す姿

1. 受動喫煙防止対策の種類

このガイドラインでは、受動喫煙防止対策の種類を次のように分類します。

種 類	内 容	効 果
敷地内完全禁煙	屋外も含め、敷地内全域で喫煙を禁止する	 高
敷地内禁煙	原則敷地内全域で喫煙を禁止するが、特定屋外喫煙場所※を設置する	
屋内禁煙	屋内を禁煙とし、屋外に喫煙場所を設置する	
受動喫煙防止のための配慮が必要	受動喫煙防止のため、周囲に配慮する	

※ 改正健康増進法における「特定屋外喫煙場所」。喫煙場所を区画する、喫煙することができる場所である旨を記載した標識の掲示、施設を利用するものが通常立ち入らない場所への設置が要件となります。詳細な要件等については、厚生労働省のホームページ等を参照してください。

図・イラスト等
追加予定

2. 施設等における受動喫煙防止対策の目指す姿

改正健康増進法などによる規制や、これまで行ってきた市の受動喫煙防止対策を踏まえ、以下のとおり各施設分類に応じた受動喫煙防止対策を目指します。

小金井市受動喫煙防止対策ガイドライン			東京都受動喫煙防止条例		改正健康増進法		
分類		具体的な施設	目指す姿	対象施設	対策	対象施設	対策
施設	子どもや妊産婦、有病者などが多く利用する施設	〈第一種施設〉 児童福祉施設、学校（幼稚園、小・中学校、高等学校等）	敷地内完全禁煙	〈第一種施設〉 保育所、幼稚園、小学校、中学校、高等学校等	敷地内禁煙 （屋外に喫煙場所設置不可※努力義務）	〈第一種施設〉 学校、医療機関、児童福祉施設など、受動喫煙により健康を損なう恐れが高い者が主として利用する施設として政令で定めるもの	敷地内禁煙 （特定屋外喫煙場所設置可）
		〈第一種施設〉 大学等（大学・専門学校等）、医療機関		〈第一種施設〉 大学、病院、診療所、児童福祉施設（上記保育所等除く）、行政機関の庁舎、バス、タクシー等	敷地内禁煙 （屋外に喫煙場所設置可）		
	官公庁施設（市が設置し管理する施設）	〈第一種施設〉 行政機関の施設（地方自治体に設置義務があるものや、政策や制度の企画立案業務が行われている施設。市役所等）	敷地内完全禁煙または敷地内禁煙				
		〈第二種施設〉 上記以外の施設（図書館、公民館、体育館等）	敷地内完全禁煙、敷地内禁煙または屋内禁煙			〈第二種施設〉 上記以外の2人以上の者が利用する施設等	原則屋内禁煙（喫煙専用室、指定たばこ専用喫煙室内でのみ喫煙可）
	上記以外の多数の者が利用する施設	〈第二種施設〉 職場（事務所）、飲食店、老人福祉施設、介護保険施設、障害福祉サービス等事業所、集会場、金融機関、商店、宿泊施設、娯楽施設、駅、公共交通機関等	敷地内完全禁煙、敷地内禁煙または屋内禁煙（ただし、事情により禁煙とすることが極めて困難な場合には、当分の間、法に定める喫煙専用室、指定たばこ専用喫煙室、喫煙可能室または喫煙目的室の設置対策を講じること）	〈第二種施設〉 上記以外の2人以上の者が利用する施設等のうち、従業員がいない飲食店	原則屋内禁煙（喫煙専用室、指定たばこ専用喫煙室内でのみ喫煙可） （禁煙・喫煙を選択することができる。 （＝都指定特定飲食提供施設）		
屋外	市立公園	市立公園	敷地内完全禁煙				
	公共的な場所	公園（市立公園以外の公園）、道路（通学路含む）、駅前等	受動喫煙防止のための配慮が必要				

※ 改正健康増進法における詳細な要件等については、厚生労働省のホームページ等を参照してください。

※ 第二種施設中、居住にあたる場所や旅館の客室、宿泊施設の客室等は適用除外となります。

(1) 子どもや妊産婦、有病者などが多く利用する施設

たばこによる健康影響を受けやすい子どもが利用する児童福祉施設や学校（小・中学校、高等学校等）では、受動喫煙防止と喫煙防止教育の観点から、敷地内完全禁煙が望まれます。大学等においては、若い人が多く通っており、喫煙の開始や習慣化を防止することが望ましいため、敷地内完全禁煙または敷地内禁煙の実施が望まれます。

また、医療機関は、疾病予防や治療を行う、健康を守るための施設であるため、敷地内完全禁煙または敷地内禁煙の実施が望まれます。

なお、市立小・中学校をはじめ、市立保育園や児童館等の子どもが利用する施設においては、改正健康増進法の趣旨を踏まえ、既に敷地内完全禁煙を達成しています。

(2) 官公庁施設（市が設置し管理する施設）

多くの市民が利用し、また特に公共性の高い施設であるため、敷地内禁煙にするとともに、さらに率先して敷地内完全禁煙を目指すこととします。

(3) 上記以外の多数の者が利用する施設

上記以外の多数の者が利用する施設については、改正健康増進法により、原則屋内禁煙が義務付けられています。

(4) 市立公園

子どもが多く利用する市立公園については、受動喫煙を防止するため、令和6年10月から敷地内完全禁煙を達成しています。

(5) 公共的な場所

屋外であっても、喫煙を行う場合は周囲の状況に配慮が求められています。多くの方が利用する公共的な場所については、受動喫煙を防止するための一層の配慮が必要です。

そのため、喫煙可能区域を明確に表示し、喫煙可能区域に子どもや妊産婦が立ち入ることがないように、周知することが大切です。

また、「子どもや妊産婦、有病者のそばではたばこを吸わない」「歩きたばこや吸い殻のポイ捨てはしない」など、喫煙マナーの順守が必要です。

3. 屋外に喫煙場所を設置する場合

たばこの煙は、風に乗って周囲の人に受動喫煙をもたらしたり、屋内に入ってきたりと、喫煙場所から離れた空間にまで影響を及ぼすことが知られています。屋外に喫煙所等を設置する場合には、

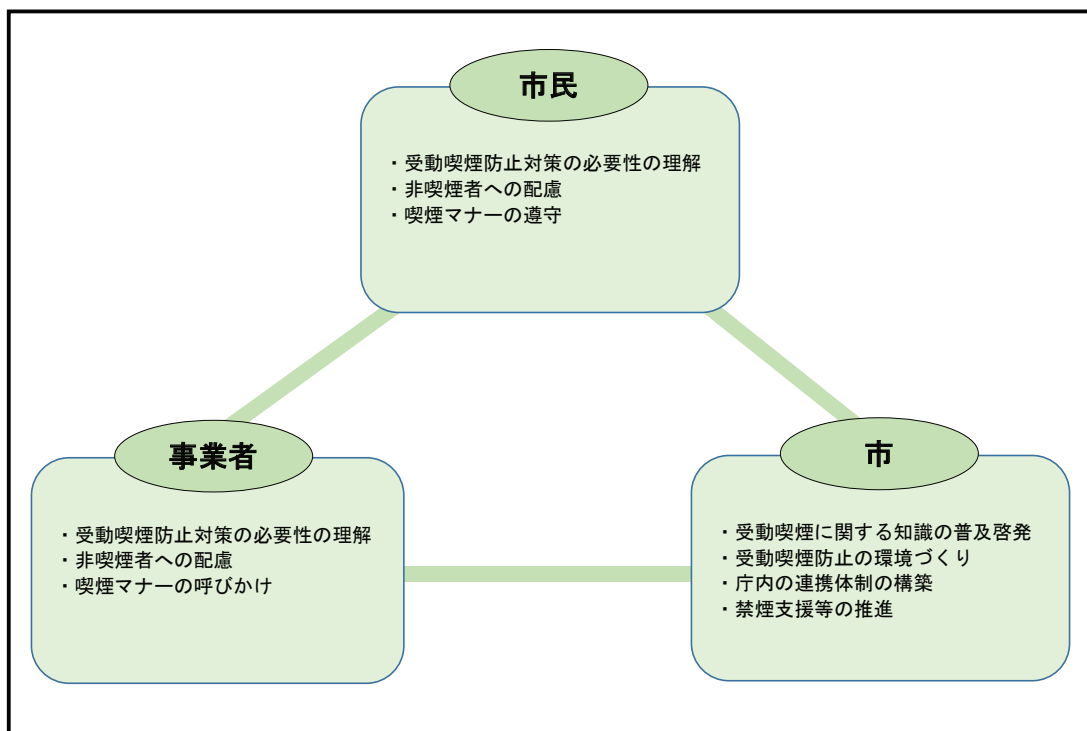
- ① 建物出入口
- ② 屋内と通気のある場所（開閉するドア・窓、換気扇等）
- ③ 非喫煙者が通常利用する場所（通路、駐車場等）
- ④ 子どものいる空間

などから十分に離して喫煙場所を設置することが必要です。屋外に喫煙場所を設置するにあたって、上の①～④などから十分な距離がとれない場合には、「囲い」や「ついたて」等を設けるなどの工夫が必要となります。

第4章 受動喫煙防止対策の推進

1. 受動喫煙防止の環境づくり

ガイドラインが目指す市民、事業者、市の役割



(1) 市民の役割

受動喫煙防止対策を進めるためには、市民一人ひとりが、喫煙及び受動喫煙が健康に及ぼす悪影響について理解を深めるとともに、他人に受動喫煙を生じさせないように努めることが大切です。

また、喫煙者は、たばこを吸わない人に配慮し、「子どもや妊産婦、有病者のそばでは吸わない」「多くの人が利用する公共的な場所では吸わない」「歩きたばこや吸い殻のポイ捨てはしない」等の喫煙マナーを守ることが大切です。

(2) 市の役割

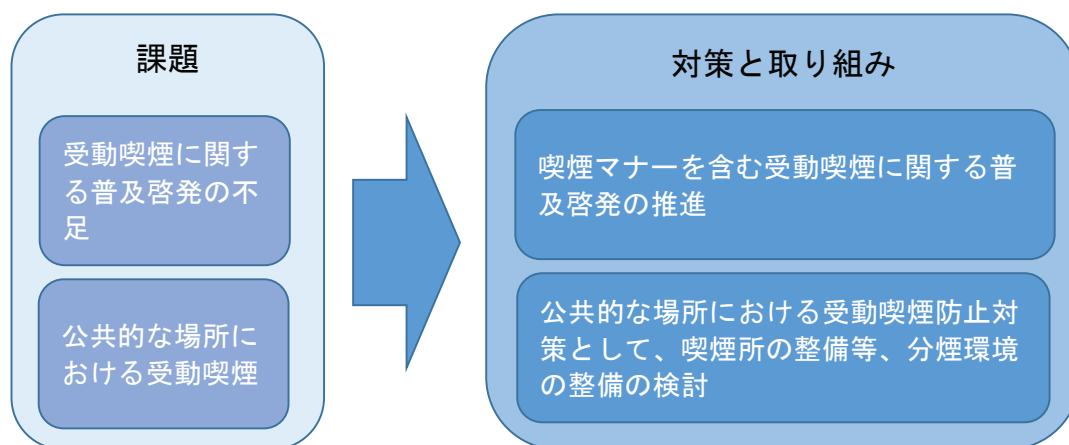
市は、市民や市内事業者等の協力を得ながら、喫煙や受動喫煙が及ぼす健康影響や受動喫煙防止の必要性についての正しい知識の普及啓発に努め、受動喫煙の機会減少に取り組めます。

また、受動喫煙防止対策は、保健衛生事業だけではなく、各公共施設やまちづくり、市内の美化など、幅広い分野に関係する問題です。庁内の横断的な連携体制を構築し、受動喫煙防止対策を推進します。

(3) 事業者の役割

事業者においては、積極的に情報収集を行い、受動喫煙が健康に与える影響を理解し、周囲に理解と協力を求めながら、受動喫煙防止対策を主体的・積極的に進めることが大切です。

2. 今後の取り組み



(1) 受動喫煙についての普及啓発

市ホームページ等の媒体を活用し、受動喫煙が健康に及ぼす影響について周知啓発を行います。また、本ガイドラインを各公共施設等に設置するなど、受動喫煙防止対策において本市の目指すべき姿の周知を推進します。

(2) たばこの健康被害についての普及啓発

一般市民や妊婦などを対象に、たばこが健康に与える影響について、情報提供を推進します。

(3) 喫煙マナーについての普及啓発

「子どもや妊産婦、有病者のそばでは吸わない」「多くの人が利用する公共的な場所では吸わない」「歩きたばこや吸い殻のポイ捨てはしない」等の喫煙マナーについて、市ホームページ等の媒体を活用し、市民に周知します。

(4) 20歳未満の喫煙の防止

児童生徒を対象にたばこの害について知識の普及啓発を図るとともに、20歳未満における喫煙の影響について市民に周知します。

(5) 生活習慣病の発症予防

市民一人ひとりが日頃から自分の身体に関心をもち、定期的ながん検診などで健康管理を行い、がんの早期発見、早期治療ができるよう、がん検診

の充実やがんに関する情報の普及啓発に努めます。

また、糖尿病予防及び重症化予防とともに、メタボリックシンドローム対策のため、各種健康診査の実施に取り組むとともに、健康づくりに関する情報の普及啓発に努めます。

(6) 禁煙支援等の推進

禁煙希望者への相談や専門機関の紹介を行うとともに、特定保健指導事業などと連携して効果的な禁煙への支援体制づくりを推進します。

(7) 公共的な場所における受動喫煙防止の取組み

たばこを吸う人も吸わない人も誰もが快適に過ごせるまちづくりの実現に向けて、喫煙所の整備等、分煙環境の整備を検討します。特に駅前など多くの人が利用する場所に喫煙所を設置する場合は、設置場所について、望まない受動喫煙を防止するため、人流、周囲の状況等を踏まえ、効果的な配置となるよう、公有地も含め、総合的に検討します。

参考（資料編）

パブリックコメントの実施について

1 施策名称

小金井市受動喫煙防止対策ガイドライン（案）

2 募集期間（予定）

令和7年1月15日（水）から令和7年2月14日（金）まで

3 募集対象

市内に在住・在勤・在学する方、市内に事務所や事業所を有する法人又はその他の団体

4 応募方法

住所（事業所の所在地）・氏名（団体名及び代表者名）・施策名称を明記してもらい、直接、郵送、FAX又は市ホームページ専用フォームによる募集とする。

5 意見募集の広報

(1) 市報1月15日号及び市ホームページ（現在募集中のパブリックコメント）に掲載

(2) 配布場所

健康課（保健センター）、広報秘書課広聴係（小金井市役所第二庁舎1階）、情報公開コーナー（同庁舎6階）、公民館各館、婦人会館、総合体育館、図書館（本館）及び東小金井駅開設記念会館等

6 結果公表

令和7年3月下旬を予定

基本目標1 生活習慣病の発症予防・重症化予防

基本施策(1) がん検診の推進

今後の方向性 … 「拡大」「継続」「検討」「廃止」

No.	施策	個別事業 取り組み	内容	担当 課	令和4年度			令和5年度	
					実施状況	目標を達成するための課題等	今後の方 向性	実施状況	目標を達成するための課題等
1	がん検診 の充実	各種がん検診	がんの早期発見を目的として各種がん検診(胃がん検診、肺がん検診、大腸がん検診、子宮がん検診、乳がん検診)を実施します。	健康課	各種がん検診の受診者数と受診率は以下のとおり 胃がん検診(胃部X線)=756人 2.0% 胃がん検診(内視鏡)=504人 4.0% 肺がん検診=619人 1.5% 大腸がん検診=5,215人 13.0% 子宮がん検診=2,278人 15.5% 乳がん検診=1,739人 16.3% 令和4年度は、依然として新型コロナウイルスの影響が残っており、コロナ前の受診者数に達するのは難しかった。	令和2年度以降、新型コロナウイルス感染症の影響が続いているが、令和4年度は、特定健診及び後期高齢者健診案内へのがん検診の案内を同封したほか、住民税非課税世帯に対するがん検診費用自己負担金証明書の発行、胃がん内視鏡検診の申込回数の増加を行い、受診率の維持・向上に努めた。	拡大	各種がん検診の受診者数と受診率は以下のとおり 胃がん検診(胃部X線)=494人 1.4% 胃がん検診(内視鏡)=503人 3.7% 肺がん検診=345人 0.9% 大腸がん検診=5,300人 13.2% 子宮がん検診=2,250人 14.2% 乳がん検診=1,738人 14.7%	令和5年度は、特定健診及び後期高齢者健診案内へのがん検診の案内を同封したほか、住民税非課税世帯に対するがん検診費用自己負担金証明書の発行等を行い、受診率の維持・向上に努めた。
2		がん検診後フォローの推進	要精検者に対する早期受診の促進および結果把握に努めます。	健康課	引き続き、各種がん検診の検診機関と連携して、精密検査者の検査結果の把握に努めた。結果把握率は、胃がん(胃部X線)32.20%、胃がん(胃内視鏡検査)100%、子宮がん74.14%、乳がん81.25%、肺がん50.00%、大腸がん54.42%となっている。(平均58.40%)	新型コロナウイルス感染症の影響により精密検査の受診を控える動きもあるようであるが、引き続き、一次検診機関と連携し把握に努めるとともに、未把握者に対する調査体制について検討を進めていく。	継続	引き続き、各種がん検診の検診機関と連携して、精密検査者の検査結果の把握に努めた。結果把握率は、胃がん(胃部X線)57.7%、胃がん(胃内視鏡検査)100%、子宮がん84.48%、乳がん88.97%、肺がん0%、大腸がん59.91%となっている。(平均65.18%)	引き続き、一次検診機関と連携し把握に努めるとともに、未把握者に対する調査体制について検討を進めていく。
3	がんに関する情報の普及啓発	乳がん自己検診法講習会の実施	乳がんへの意識の普及啓発を図るため、医師による乳がんについての講義、保健師によるマンモモデルを使用した自己検診講習などを行います。	健康課	乳がん自己検診法講習会を1回実施した。講演会では医師や保健師が、日常生活でもできるセルフチェックの方法など、マンモモデルも用いながら講義を行うとともに、乳がん検診の重要性について参加者に啓発を行った。 また、ピンクリボン月間(10月)に、市内事業所と協力し、普及啓発のポケットティッシュを街頭で配布した。市内公共施設では、普及啓発のポケットティッシュ及び乳がん検診の申込みガキを配布し、小金井市保健センターにおいてはピンクリボンのパネル展示を行い、乳がん検診の普及啓発を図った。	日々の自己検診の大切さとその正しい方法について、新型コロナワクチン接種会場にマンモモデルや啓発資材を設置する等、機会あるごとに、普及啓発に努める。 ピンクリボン月間においては、保健センターでパネル展示等を行い、市内公共施設で啓発グッズを配布するほか、他団体とも協力して啓発活動を行い、継続して乳がん検診の必要性和普及啓発に継続して努めていく。	拡大	乳がん自己検診法講習会を1回実施した。講演会では医師や保健師が、日常生活でもできるセルフチェックの方法など、マンモモデルも用いながら講義を行うとともに、乳がん検診の重要性について参加者に啓発を行った。 また、ピンクリボン月間(10月)に、市内公共施設では、普及啓発のポケットティッシュを配布し、小金井市保健センターにおいてはピンクリボンのパネル展示を行い、乳がん検診の普及啓発を図った。	日々の自己検診の大切さとその正しい方法について、機会あるごとに、普及啓発に努める。 ピンクリボン月間においては、保健センターでパネル展示等を行い、市内公共施設で啓発グッズを配布するほか、他団体とも協力して啓発活動を行い、継続して乳がん検診の必要性和普及啓発に継続して努めていく。
4		がん予防に関する情報提供	がんについての正しい知識の普及とがん予防のための生活習慣について、普及啓発を図るとともに、健康メモ(市報)・市ホームページ・こがねいっこ健康ナビ等での情報提供を行います。	健康課	令和4年度は、3月15日号の市報に「がん検診ガイドこがねい」を掲載したほか、特定健診及び後期高齢者健診の案内にがん検診スケジュールを同封した。 また、依然として新型コロナウイルスの影響が大きい中ではあるものの、各種教室等で、生活習慣を見直す機会となる内容となるよう講義内容を工夫した。	引き続き、市報に「がん検診ガイドこがねい」を掲載したほか、特定健診及び後期高齢者健診の案内にがん検診スケジュールを同封する等で、市民へ周知を図っていく。 このほか、引続き、可能な範囲で検診の周知、健康の保持増進を図る教室等を実施し、正しい知識の普及・啓発を図っていく。	継続	令和5年度は、3月15日号の市報に「がん検診ガイドこがねい」を掲載したほか、特定健診及び後期高齢者健診の案内にがん検診スケジュールを同封した。	引き続き、市報に「がん検診ガイドこがねい」を掲載したほか、特定健診及び後期高齢者健診の案内にがん検診スケジュールを同封する等で、市民へ周知を図っていく。 このほか、引続き、可能な範囲で検診の周知、健康の保持増進を図る教室等を実施し、正しい知識の普及・啓発を図っていく。

基本施策(2) 糖尿病・メタボリックシンドローム対策の推進

No.	施策	個別事業 取り組み	内容	担 当 課	令和4年度			令和5年度	
					実施状況	目標を達成するための課題等	今後の方 向性	実施状況	目標を達成するための課題等
5		フォロー健康診 査	特定健康診査および後期 高齢者医療健康診査の受 診者、40歳以上の集団健 康診査の受診者等を対象 に、従来の基本健康診査 の検査項目のうち、特定健 康診査等の検査項目に含 まれないものについて、検 査項目を上乗せして実施 します。	健康 課	特定健診等の検査項目を上乗せして実施した。 内科項目＝15,604人 眼科項目＝2,524人	引き続き、特定健診等の検査項目に追加 して実施することにより、市民の健康維持 に努める。	継続	特定健診等の検査項目を上乗せしてフォロー健康診査 を実施した。 40歳以上的小金井市国民健康保険加入者＝7,048人 後期高齢者医療保険加入者＝7,564人 40歳以上の上記以外の医療保険加入者及び集団健診 受診者＝739人	引き続き、特定健診等の検査項目に追加 して実施することにより、市民の健康維持 に努める。
6		集団健康診査	35歳から39歳の市民およ び40歳以上で医療保険未 加入等により特定健康診 査等の対象とならない市 民、16歳から39歳の心身 に障がいのある市民を対 象に、集団方式で特定健 康診査の検査項目と同様 の健診を実施します。	健康 課	小金井市保健センターにて、令和4年12月3日(土)・5日 (月)・6日(火)に実施した。 受診者数は以下のとおり。 若年層(35歳から39歳)＝25人 医療保険未加入者等＝154人	引き続き、若年層健診・特定健診の対象に ならない者(生活保護、年度途中で保健が 切り替わった者等)の健康診査の機会を提 供していく。	継続	小金井市保健センターにて、12月1日(金)・2日(土)・4 日(月)に実施した。 受診者数は以下のとおり。 若年層(35歳から39歳)＝25人 医療保険未加入者等＝178人	引き続き、若年層健診・特定健診の対象に ならない者(生活保護、年度途中で保健が 切り替わった者等)の健康診査の機会を提 供していく。
7	各種健康 診査等の 実施	肝炎ウイルス検 診	自身の肝炎ウイルス感染 の状況を認識するため、40 歳の市民、41歳以上で、 当該年度の特定健康診査 等で肝機能異常を指摘さ れた市民や、41歳以上で 過去に肝炎ウイルス検診 を受診したことがない市民を 対象に、C型・B型肝炎ウ イルス検診を実施します。	健康 課	年度末年齢40歳の市民を対象に勧奨通知を送付し、受 診を促した。 個別方式として、特定健診等と同時に実施または単独実 施。集団方式として、集団健康診査と同時に実施。 受診者数は以下のとおり。 C型・B型＝541人 C型のみ＝0人 B型のみ＝0人	引き続き、ホームページ等で、肝炎ウイ ルスに関する知識及び早期発見・治療の大 切さの理解の普及に努め、検診を実施して いく。	継続	年度末年齢40歳の市民を対象に勧奨通知を送付し、受 診を促した。 個別方式として、特定健診等と同時に実施または単独実 施。集団方式として、集団健康診査と同時に実施。 受診者数は以下のとおり。 C型・B型＝560人 C型のみ＝0人 B型のみ＝1人	引き続き、ホームページ等で、肝炎ウイ ルスに関する知識及び早期発見・治療の大 切さの理解の普及に努め、検診を実施して いく。
8		骨粗しょう症検 診	35歳から70歳までの5歳 刻みの節目年齢の女性の 市民を対象に、骨粗しょう 症検診を実施します。	健康 課	35歳から70歳の節目年齢の女性を対象に集団方式にて 実施。要指導、要精密の方へは、当課が実施する骨粗 しょう症予防教室を案内し、保健師及び管理栄養士によ る健康相談を実施した。受診者数＝53人(うち、要指導 15人・要精密18人)	引き続き、骨折の主な原因となる骨粗しょう 症を予防するために、健診を実施し、市民 の健康増進に努める。	継続	35歳から70歳の節目年齢の女性を対象に集団方式にて 実施。要指導、要精密の方へは、当課が実施する骨粗 しょう症予防教室を案内し、保健師及び管理栄養士によ る健康相談を実施した。受診者数＝48人(うち、要指導 12人・要精密19人)	引き続き、骨折の主な原因となる骨粗しょう 症を予防するために、健診を実施し、市民 の健康増進に努める。
9		特定健康診査	当該年度に40歳以上にな る小金井市国民健康保険 の被保険者の方および後 期高齢者医療被保険者の 方を対象に、特定健診を 実施します。	保 険 年 金 課	各健診の受診者数と受診率は以下のとおり 特定健診:7,040人 51.4% 後期健診:7,405人 55.9% 糖尿病・循環器病等、生活習慣病予防のため、当該年 度に40歳以上になる小金井市国民健康保険の被保険 者及び後期高齢者医療被保険者を対象に、身体計測、 理学的検査、血圧測定、血液化学検査、肝機能検査、 血糖検査、尿検査等を実施した。基準を超えた国保被 保険者については保健指導を実施した。	国民健康保険被保険者の受診率は、東京 都市区町村(島しょ地区を除く)内でも高水 準を維持しているが、国の目標値には届い ていない。後期高齢者医療保険被保険者の 受診率は、東京都後期高齢者医療広域 連合の定める目標受診率を上回っている が、両保険制度において、今後も生活習 慣病予防に向け、更なる受診率向上を 図っていく必要がある。	継続	各健診の受診者数と受診率は以下のとおり 特定健診:6,745人 50.9% 後期健診:7,564人 54.9% 糖尿病・循環器病等、生活習慣病予防のため、当該年 度に40歳以上になる小金井市国民健康保険の被保険 者及び後期高齢者医療被保険者を対象に、身体計測、 理学的検査、血圧測定、血液化学検査、肝機能検査、 血糖検査、尿検査等を実施した。基準を超えた国保被 保険者については保健指導を実施した。	国民健康保険被保険者の受診率は、東京 都市区町村(島しょ地区を除く)内でも高水 準を維持しているが、国の目標値には届い ていない。後期高齢者医療保険被保険者の 受診率は、東京都後期高齢者医療広域 連合の定める目標受診率を上回っている が、両保険制度において、今後も生活習 慣病予防に向け、更なる受診率向上を 図っていく必要がある。
10		特定保健指導	特定健診の結果より、生活 習慣病の発症リスクが高い 方に対して、生活習慣改善 ができるように支援します。	保 険 年 金 課	特定保健指導の初回面談利用者及び利用率は以下の とおり 動機付け支援:99名 17.7% 積極的支援:33名 15.8% 小金井市国民健康保険特定健康診査を受診した者のう ち、腹囲、BMI、血糖、脂質、血圧の基準から生活習慣 病発症のリスクが高い者に対して特定保健指導を実施し た。	市報やHPによる市民周知に加え、対象者 へは文書や電話での受診勧奨を民間業者に 委託し実施している。WEB面談を開始し 面談できる機会を増やすことで実施率の向 上に努める。	拡大	特定保健指導の初回面談利用者及び利用率は以下の とおり 動機付け支援:87名 16.8% 積極的支援:20名 10.3% 小金井市国民健康保険特定健康診査を受診した者のう ち、腹囲、BMI、血糖、脂質、血圧の基準から生活習慣 病発症のリスクが高い者に対して特定保健指導を実施し た。	市報やHPによる市民周知に加え、対象者 へは文書や電話での受診勧奨を民間業者に 委託し実施している。WEB面談を開始し 面談できる機会を増やすことで実施率の向 上に努める。
11	健康づくり に関する 情報の普 及啓発	成人健康相談	市民の健康保持・増進の ため、医師、保健師等が市 内の公共施設で、疾病予 防の健康相談を実施しま す。	健康 課	年6回、保健センターで医師・保健師による健康相談を 実施。希望者には血圧測定・体脂肪測定・聴覚検査等も 実施した。 参加人数: 18人 医師相談: 18人 聴覚検査: 6人	健康に関する身近な相談の場となるよう、 継続して行う。 事業の周知に関しては、市報・ホームペ ージの他、他の成人事業等を通じて積極的 にPRしていく予定である。	継続	年6回、保健センターで医師・保健師による健康相談を 実施。希望者には血圧測定・体脂肪測定・聴覚検査等も 実施した。 参加人数: 20人 医師相談: 20人 聴覚検査: 3人	健康に関する身近な相談の場となるよう、 継続して行う。 事業の周知に関しては、市報・ホームペ ージの他、他の成人事業等を通じてPRして いく予定。
12		健康講演会	小金井市医師会、東京都 小金井歯科医師会に講師 を依頼し、医科や歯科に関 する講演会を開催します。	健康 課	小金井市医師会、小金井歯科医師会から講師を招き、 医科や歯科に関する講演会を開催した。 市内公共施設にて医科8回・歯科3回実施した。 新型コロナウイルス感染症拡大のため、医科を1回中止 し、定員人数を各回15名までとした。 参加人数:112人(うち医科85人、歯科27人)	市民の関心が高い健康テーマを選ぶよう 努めるほか、市報、ホームページへの掲載 やポスターの掲示を市内医療機関へ依頼 するなどしてPR強化を図っていく。 また、より市民のニーズに応えられるよう、 引き続き、小金井市医師会、小金井歯科 医師会と協議を進めていく。今後は参加人 数を会場の広さとも鑑みながら増やすなど調 整する。	継続	小金井市医師会、小金井歯科医師会から講師を招き、 医科や歯科に関する講演会を開催した。 市内公共施設にて医科9回・歯科3回実施した。 参加人数:138人(うち医科115人、歯科23人)	市民の関心が高い健康テーマを選ぶよう 努めるほか、市報、ホームページへの掲載 やポスターの掲示を市内医療機関へ依頼 するなどしてPR強化を図っていく。 また、より市民のニーズに応えられるよう、 引き続き、小金井市医師会、小金井歯科 医師会と協議を進めていく。

基本目標2 生活習慣の改善

基本施策(1) 栄養・食生活支援

No.	施策	個別事業 取り組み	内容	担当 課	令和4年度			令和5年度	
					実施状況	目標を達成するための課題等	今後の方向性	実施状況	目標を達成するための課題等
13		栄養個別相談	妊産婦・乳幼児から成人・高齢者まで、個々の状況に合わせた食生活の改善など、生涯を通じ、健康やかな生活を送ることができるよう、管理栄養士が相談を実施します。	健康課	栄養個別相談18人 各種健診等における栄養相談764人	令和4年度より、健診が集団になったため、相談数も大幅に増えた。引き続き継続していきたい。	継続	栄養個別相談23人 各種健診等における栄養相談940人	令和5年度より、のびのび相談の回数が増えたため、相談数も大幅に増えた。引き続き継続していきたい。
14	望ましい食生活と栄養に関する情報提供の充実	栄養集団指導(栄養講習会)	地域住民のニーズに合わせた多様なテーマを設定し、自らが楽しみながら栄養改善・生活改善等について学び、生活の向上および健康づくりへの普及啓発を図ります。	健康課	栄養講習会の開催数と参加者は以下のとおり ・開催数…6回 ・参加者数…40人	講座は、概ね好評であった。引き続き、バランスのよい食生活の推進を図るため、講座を開催する。	継続	栄養講習会の開催数と参加者は以下のとおり ・開催数…5回(本来6回のところ欠席が多く中止とした) ・参加者数…42人	講座は、概ね好評であった。引き続き、バランスのよい食生活の推進を図るため、講座を開催する。
15		食生活に関する知識の普及啓発(健康づくりフォローアップ事業)	「食事バランスガイド」等を活用し主食・主菜・副菜のそろったバランスの良い食事の大切さをはじめとした食生活に関する情報提供を行います。	健康課	栄養講習会や健康づくりフォローアップ事業等で食事バランスガイドを使用して栄養講義を実施した。バランスの良い食事について食育月間等でツイッターで発信した。	今後も講義等で情報提供をおこなってきたい。	継続	栄養講習会や健康づくりフォローアップ事業等で食事バランスガイドを使用して栄養講義を実施した。バランスの良い食事について食育月間等でエックスで発信した。	今後も講義等で情報提供をおこなってきたい。
16	食育に関する取り組みの推進	食育推進計画の推進	第3次小金井市食育推進計画に定める「小金井らしい食育のあるひとづくり・まちづくり」を基本に、地域のふれあいを大切にし、環境に優しい食生活の実践を図ります。	健康課	小金井市食育推進会議 目的:市長の諮問に応じ、推進計画の作成及びその進捗状況の検証を行うとともに、必要な推進策を検討する。 構成:16人(市民5人、学識経験者2人、関係団体の役員又は職員7人、関係行政機関の職員1人、市の職員1人) 開催:4回 ①第1回(5月25日) (1) 委員の紹介等について (2) 小金井市食育ホームページについて (3) 小金井市民歯と口の健康について ②第2回(8月24日) (1) 進捗状況調査について (2) その他 ③第3回(11月30日) (1) 進捗状況調査について (2) 農業祭の報告 ④第4回(3月8日) (1) 進捗状況調査についての各課からの意見について (2) 子ども食堂とフードドライブについて (3) 食育HP委員会より (4) その他	令和4年度より令和8年度までを計画期間とする第4次小金井市食育推進計画を推進していけるよう検討していく。	継続	小金井市食育推進会議 目的:市長の諮問に応じ、推進計画の作成及びその進捗状況の検証を行うとともに、必要な推進策を検討する。 構成:16人(市民5人、学識経験者2人、関係団体の役員又は職員7人、関係行政機関の職員1人、市の職員1人) 開催:4回 ①第1回(5月17日) (1) 学芸大学と辻調理専門学校との講演会について (2) 食育コーディネータの選考について (3) 令和5年度食育コーディネータ実績について (4) 子ども食堂について (5) 小金井市食育ホームページについて (6) 小金井市民歯と口の健康2023について (7) その他 ②第2回(8月23日) (1) 進捗状況調査について (2) 小金井市民歯と口の健康2023について(報告) (3) プロローグ収穫大作戦について(報告) (4) まろん食堂について(報告) (5) 多摩府中保健所・JR東小金井駅・東京電機大学付属中学校高等学校の「"ちゃんとごはん"習慣で健康的な学生生活を」の駅構内での広報活動について(報告) (6)学務課・健康課合同事業「親子でクッキング」について(報告) (7)小金井市食育ホームページ編集委員会より (8) その他 ③第3回(11月30日) (1) 進捗状況調査について (2) 農業祭の報告 (3) 食育推進会議委員からの食育活動報告 (4) 食育HP委員会より(報告) (5) その他 ④第4回(2月7日) (1) 進捗状況調査についての各課からの意見について (2) 食育HP委員会より(報告) (3) 井上委員より「後期高齢者の孤食について」 (4) その他	令和4年度より令和8年度までを計画期間とする第4次小金井市食育推進計画を推進していけるよう検討していく。
17		食育月間行事による普及啓発	第3次小金井市食育推進計画における「野菜」、「団らん」、「ふれあい」、「環境」をキーワードとする「小金井らしい食育のあるひとづくり・まちづくり」(Koganei-style)を地域に展開していくために、6月の食育月間に、食育啓発イベント等を実施します。	健康課	令和4年6月5日(日)保健センターにて歯科医師会主催の「小金井市民歯と口の健康2022」に参加した。栄養相談室で様々な展示を行った。参加人数 314人。他に食育月間として食育についてツイッターで発信した。	イベントだけではなく、保健センター館内での展示等も考慮したい。	継続	令和6年6月18日(日)食育行事として、歯科医師会主催の「歯と口の健康」イベントにおいて、第4次食育推進計画のちらしを374枚配布。食育月間行事として、栄養室前にペットボトル飲料に含まれる砂糖量モデルを掲示。他に食育についてエックスで発信した。	今後も継続していきたい。

基本施策(2) 身体活動・運動支援

No.	施策	個別事業 取り組み	内容	担 当 課	令和4年度			令和5年度	
					実施状況	目標を達成するための課題等	今後の方 向性	実施状況	目標を達成するための課題等
18	望ましい 身体活動 に関する 情報提供 の充実	成人健康相談 (再掲)	市民の健康保持・増進の ため、医師、保健師等が市 内の公共施設で、疾病予 防の健康相談を実施しま す。	健 康 課	年6回、保健センターで医師・保健師による健康相談を 実施。 希望者には血圧測定・体脂肪測定・聴覚検査等も実施 した。 参加人数：18人 医師相談：18人 聴覚検査：6人	健康に関する身近な相談の場となるよう、 継続して行う。 事業の周知に関しては、市報・ホームペー ジの他、他の成人事業等を通じて積極的 にPRしていく予定である。	継続	年6回、保健センターで医師・保健師による健康相談を 実施。 希望者には血圧測定・体脂肪測定・聴覚検査等も実施 した。 参加人数：20人 医師相談：20人 聴覚検査：3人	健康に関する身近な相談の場となるよう、 継続して行う。 事業の周知に関しては、市報・ホームペー ジの他、他の成人事業等を通じてPRして いく予定。
19		身近にできる運 動・体操の普及 (健康づくりフ ォローアップ事 業)	望ましい身体活動に関す る知識と、負担感なく取り 入れやすい運動や体操の 情報提供を行います。	健 康 課	すべての健康づくりフォローアップ教室で運動実技を実 施し、心身の健康づくりについて普及啓発を図った。 利用者数:72人	医師による講演、運動指導士による運動実 技指導を通して、参加者自身で実践できる よう、市内の運動箇所の提案や事業周知 を引き続き行う。	継続	すべての健康づくりフォローアップ教室で運動実技を実 施し、心身の健康づくりについて普及啓発を図った。 利用者数:55人	医師による講演、運動指導士による運動実 技指導を通して、参加者自身で実践できる よう、市内の運動箇所の提案や事業の周 知を引き続き行う。

基本施策(3) 休養・こころの健康づくり

No.	施策	個別事業 取り組み	内容	担当 課	令和4年度			令和5年度	
					実施状況	目標を達成するための課題等	今後の方向性	実施状況	目標を達成するための課題等
20	休養に関する情報提供の充実	関係機関との連携による相談の充実	こころの健康に関して心配のある人やその家族を対象に、相談窓口の周知に努めます。	自立生活支援課	・地域生活支援センター「そら」を始めとした地域の社会資源の紹介を行っている。 - 精神保健福祉相談 利用者数:1,312人(延べ) 地域生活支援センターそら 利用者数:13,091人(延べ) ・定期的に自立支援医療費助成制度(精神通院)の案内を市報掲載し、周知を図っている。	障がいのある人もない人も地域で安心して暮らしていける小金井の実現を目指し、障害者計画・第6期障害福祉計画では、「市民一人ひとりの理解と交流を育む意識づくり」「障害のある人が安心して暮らしていくための仕組みづくり」を基本目標の一つに掲げた。引き続き、関係機関と連携を図り、本事業を継続していく。	継続	・地域生活支援センター「そら」を始めとした地域の社会資源の紹介を行っている。 - 精神保健福祉相談 利用者数:2,395人(延べ) 地域生活支援センターそら 利用者数:13,898人(延べ) ・定期的に自立支援医療費助成制度(精神通院)の案内を市報掲載し、周知を図っている。	障がいのある人もない人も地域で安心して暮らしていける小金井の実現を目指し、障害者計画・第7期障害福祉計画でも継続して「市民一人ひとりの理解と交流を育む意識づくり」「障がいのある人が安心して暮らしていくための仕組みづくり」を基本目標のひとつに掲げている。引き続き、関係機関と連携を図り、本事業を継続していく。
21		休養に関する地域の普及啓発(健康づくりフォローアップ事業)	適切な睡眠の意義や取り方、趣味の活動などを通じた余暇時間の過ごし方など、休養に関する知識の情報提供を行います。	健康課	・健康づくりフォローアップ(ボディメイク教室)では、睡眠の質を高めるポイント、無理なく運動を継続する重要性について保健師が講義した。利用者数:8人 ・血管若返り教室では、動脈硬化やメタボリックシンドロームなどの生活習慣病の予防について保健師が講義した。利用者数:10人 ・いきいき健康教室では、健康長寿のポイントとして、外出し、ふれあいや会話を楽しむこと、地域の助け合いの大切さなどについて保健師が講義した。利用者数:18人	引き続き、幅広い世代に対し、休養に関する知識の情報提供を行うよう努めていく。	継続	健康づくりフォローアップ教室では保健師が、休息について睡眠の質を高めるポイントや、ストレス解消、地域参加の大切さなどを講義した。利用者数:35人	引き続き、幅広い世代に対し、休養に関する知識の情報提供を行うよう努めていく。
22		こころの健康に関する取り組みの推進	睡眠、休養、こころの健康について、ストレスチェックなどの気づきの場を提供するとともに、健康教室など様々な機会を通して知識の普及啓発に努めます。また、趣味・運動、レクリエーションなど、市民が自分に合ったストレス対処法を知り、普及啓発を図ります。	自立生活支援課	・精神障害者ホームヘルパーフォローアップ研修(市内ホームヘルパー事業所の従業者向け)を1回開催。ホームヘルパーのスキルアップを図った。参加者数:12人 ・精神障害者ボランティア養成講座を全4回で実施。精神障がいのある方へのボランティア要員の育成等を図った。延べ参加者数:69人 ・デイケア事業を実施。精神に障がいのある方向けに、週1回レクリエーション等の実施を行い、利用者のストレスケアや生活訓練等を行っている。精神障がい者回復途上者デイケア 実施回数:50回(新型コロナウイルス感染予防の観点から、実施形態を従前のグループワークではなく個別支援に変更し実施した。)	・精神障害者への理解を深める機会となる研修及びボランティア養成講座を今後も継続していく。 ・回復途上にある精神に障がいのある人が対人関係や日常生活に必要な技術を習得することにより、社会参加が図れるよう、引き続き支援を行う。	継続	・精神障害者ホームヘルパーフォローアップ研修(市内ホームヘルパー事業所の従業者向け)を1回開催。ホームヘルパーのスキルアップを図った。参加者数:13人 ・デイケア事業を実施。精神に障がいのある方向けに、週1回レクリエーション等の実施を行い、利用者のストレスケアや生活訓練等を行っている。精神障がい者回復途上者デイケア 実施回数:47回	・精神障害者への理解を深める機会となる研修を今後も継続していく。 ・回復途上にある精神に障がいのある人が対人関係や日常生活に必要な技術を習得することにより、社会参加が図れるよう、引き続き支援を行う。
23	こころの健康に関する取り組みの推進	こころの健康に関する取り組みの推進	睡眠、休養、こころの健康について、ストレスチェックなどの気づきの場を提供するとともに、健康教室など様々な機会を通して知識の普及啓発に努めます。また、趣味・運動、レクリエーションなど、市民が自分に合ったストレス対処法を知り、普及啓発を図ります。	健康課	- 健康づくりフォローアップ(ボディメイク教室・血管若返り教室)では、睡眠の質を高めるポイント、無理なく運動を継続する重要性について保健師が講義した。利用者数:18人 ・いきいき健康教室では、こころの健康、体力維持、社会参加について保健師が講義した。利用者数:18人 ・すべての健康づくりフォローアップ教室では、運動指導士による運動実技を実施し、心身の健康づくりについて普及啓発を図った。利用者数:72人 ・パソコンや携帯からアクセスできるストレスチェックシステム「こころの体温計」を市民に提供し、市民に自分や家族のメンタルヘルズに関心をもってもらう。サイトアクセス数:19,481人 利用者数:12,613人	引き続き、事業を通して、こころの健康に必要な、睡眠、休養、リフレッシュ活動などについて、情報提供を行っていく。また、自身のストレス度合いを早めに認識してもらうため、自殺対策月間の時期などを中心に、「こころの体温計」の利用を呼びかけていく。	継続	- 健康づくりフォローアップ(ボディメイク教室・血管若返り教室)では、睡眠の質を高めるポイント、無理なく運動を継続する重要性について保健師が講義した。利用者数:17人 ・いきいき健康教室では、こころの健康、体力維持、社会参加について保健師が講義した。利用者数:18人 ・すべての健康づくりフォローアップ教室では、運動指導士による運動実技を実施し、心身の健康づくりについて普及啓発を図った。利用者数:55人 ・パソコンや携帯からアクセスできるストレスチェックシステム「こころの体温計」を市民に提供し、自分や家族のメンタルヘルズに関心をもってもらう。サイトアクセス数:22,449人 利用者数:13,247人	引き続き、事業を通して、こころの健康に必要な、睡眠、休養、リフレッシュ活動などについて、情報提供を行っていく。また、自身のストレス度合いを早めに認識してもらうため、「こころの体温計」の利用を呼びかけていく。

基本施策（４） 飲酒対策・禁煙の推進

No.	施策	個別事業 取り組み	内容	担当 課	令和４年度			令和５年度	
					実施状況	目標を達成するための課題等	今後の方向性	実施状況	目標を達成するための課題等
24		適量飲酒の普及啓発（健康づくりフォローアップ事業）	飲酒に関する正しい知識を普及させ、「節度ある適度な飲酒」の習慣を保つことができるよう意識啓発に努めます。	健康課	・成人向けのフォローアップ健康教室において、保健師講義の中で、適正な飲酒を啓発した。（28名参加）	引き続き、フォローアップ健康教室等、機会あるごとに、飲酒に関する正しい知識について情報提供を行い、意識の向上の機会となるよう努める。	継続	・成人向けのフォローアップ健康教室において、保健師講義の中で、適正な飲酒を啓発した。（12名参加）	引き続き、フォローアップ健康教室等、機会あるごとに、飲酒に関する正しい知識について情報提供を行い、意識の向上の機会となるよう努める。
25		妊婦の飲酒についての情報提供	妊婦・授乳中の女性の飲酒の防止に向けて、胎児や乳児の健康に与える影響について情報提供を行います。	健康課	・妊娠届出書を提出した妊婦に対し、飲酒が健康に与える影響について記載されたチラシを配布した。 ・両親学級に参加した妊婦及びパートナーを対象に、飲酒が健康に与える影響について記載された資料を配布した。 妊娠届出数と両親学級参加者数は以下のとおり ・妊娠届出数・・・994件 ・両親学級参加者数・・・204人 その他、妊婦面談や新生児訪問の中で、状況に応じ個別に相談に応じている。	引き続き、機会あるごとに飲酒に関する正しい知識について情報提供を行い、意識向上の機会となるよう努める。	継続	・妊娠届出書を提出した妊婦に対し、飲酒が健康に与える影響について記載されたチラシを配布した。 ・両親学級に参加した妊婦及びパートナーを対象に、飲酒が健康に与える影響について記載された資料を配布した。 妊娠届出数と両親学級参加者数は以下のとおり ・妊娠届出数・・・885件 ・両親学級参加者数・・・557人 その他、妊婦面談や新生児訪問の中で、状況に応じ個別に相談に応じている。	引き続き、機会あるごとに飲酒に関する正しい知識について情報提供を行い、引き続き意識向上の機会となるよう努める。
26	飲酒に関する取り組みの推進	未成年者の飲酒の防止	児童生徒を対象に飲酒の影響についての知識の普及・啓発を図るとともに、未成年者における飲酒の影響について市民に周知します。	指導室	児童生徒を対象に飲酒の影響についての知識の普及・啓発を図るために、主に保健の授業において、飲酒の影響について学習した。中学校では、学年集会等を通して生活指導の一環として指導している。	保健の授業で活用できる教材の開発を含め、教員のさらなる授業力向上を図ることが必要である。	継続	児童生徒を対象に飲酒の影響についての知識の普及・啓発を図るために、主に保健の授業において、飲酒の影響について学習した。中学校では、学年集会等を通して生活指導の一環として指導している。	保健の授業で活用できる教材の開発を含め、教員のさらなる授業力向上を図ることが必要である。
27		未成年者の飲酒の防止	児童生徒を対象に飲酒の影響についての知識の普及・啓発を図るとともに、未成年者における飲酒の影響について市民に周知します。	健康課	親子健康教室を開催し、保護者に対して飲酒に対して正しい知識についても医師が講義を行った。（9人参加）	親子健康教室に参加する子どもは小学校1～2年生の子がほとんどのため、年齢的に難しい部分もあるが、親に対して、生活習慣見直しの観点から飲酒に対する正しい知識を提供する中で、子どもにも飲酒の影響を認識してもらえるよう努める。	継続	親子健康教室を開催し、保護者に対して飲酒に対して正しい知識についても医師が講義を行った。（8人参加）	親子健康教室に参加する子どもは小学校1～2年生の子がほとんどのため、年齢的に難しい部分もあるが、親に対して、生活習慣見直しの観点から飲酒に対する正しい知識を提供する中で、子どもにも飲酒の影響を認識してもらえるよう努める。

No.	施策	個別事業 取り組み	内容	担当 課	令和4年度			令和5年度	
					実施状況	目標を達成するための課題等	今後の方向性	実施状況	目標を達成するための課題等
28	禁煙に関する取り組みの推進	たばこの健康被害についての普及啓発	一般市民や妊婦などを対象に、たばこが健康に与える影響について、情報提供を推進します。また、学校保健と連携して、たばこの影響についての普及啓発を図ります。	健康課	・市のホームページで、たばこの健康に及ぼす影響と禁煙外来を行っている病院の紹介を行った。 ・保健センター正面玄関に「喫煙と健康」というリーフレットを設置した。 ・保健センター敷地内に「敷地内禁煙」の看板を設置し、周知と意識高揚を図った。 ・妊婦面談時に、たばこが胎児に与える影響について、保健師等が説明をしている。 ・両親学級に参加した妊婦とパートナーを対象に、たばこが健康に与える影響に関するパンフレットを配布した。 妊婦面談数と数と両親学級参加数は以下のとおり ・妊婦面談数・・・894件 ・両親学級参加者数・・・実人数204人	令和元年7月1日から健康増進法の一部施行に伴い、学校・児童福祉施設・病院・診療所・行政機関の庁舎等の敷地内が原則禁煙となり、国全体で受動喫煙対策が進められている。本市においても、引き続き市内の喫煙環境の整備に向け、関係機関等と情報提供を密に行っていく。また、路上喫煙等の相談が年々増加しているため、ごみ対策課と連携を図る。	継続	・市のホームページで、たばこの健康に及ぼす影響と禁煙外来を行っている病院の紹介を行った。 ・保健センター正面玄関に「喫煙と健康」というリーフレットを設置した。 ・保健センター敷地内に「敷地内禁煙」の看板を設置し、周知と意識高揚を図った。 ・健康づくりフォローアップ教室でも医師講義や保健師講義で禁煙指導を行った。 - 利用者：55人 ・健康講演会で「タバコの影響」の講演を実施した。 - 利用者数：7人 ・妊婦面談時に、たばこが胎児に与える影響について、保健師等が説明をしている。 ・両親学級に参加した妊婦とパートナーを対象に、たばこが健康に与える影響に関するパンフレットを配布した。 ・新生児訪問時に、父母の喫煙状況を確認し、たばこの健康に及ぼす影響について、保健師等が説明をしている。 妊婦面談数、両親学級参加数、訪問指導実施人数は以下のとおり ・妊婦面談数・・・918件 ・両親学級参加者数・・・実人数557人 ・訪問指導実施人数・・・実人数792人	令和元年7月1日から健康増進法の一部施行に伴い、学校・児童福祉施設・病院・診療所・行政機関の庁舎等の敷地内が原則禁煙となり、国全体で受動喫煙対策が進められている。本市においても、受動喫煙防止対策を推進するため、関係機関等と連携を図る。
29	禁煙支援等の推進	禁煙支援等の推進	禁煙希望者への相談や専門機関への紹介を行うとともに、特定保健指導事業などと連携して効果的な禁煙への支援体制づくりを推進します。	健康課	個別に電話などにて健康相談の対応を行っている。生活習慣病と運動し喫煙による影響及び禁煙外来について、ホームページで情報提供を行っている。	禁煙に特化した事業は実施していないが、引き続き、市民への情報提供に努めている。	継続	個別に電話などにて健康相談の対応を行っている。生活習慣病と運動し喫煙による影響及び禁煙外来について、ホームページで情報提供を行っている。	禁煙に特化した事業は実施していないが、引き続き、市民への情報提供に努めている。
30	未成年者の喫煙の防止	未成年者の喫煙の防止	児童生徒を対象にたばこの害についての知識啓発を図ります。	指導室	児童生徒を対象にたばこの害についての知識の普及・啓発を図るために、小・中学校の保健の授業において、喫煙による健康被害について学習した。薬物乱用防止教室等において、たばこ等の害について学習した。中学校においては、学年集会等を通して生活指導の一環として指導している。	薬物防止教室やセーフティ教室でも喫煙の害について、積極的に扱うなど、年間を通した計画的な指導を行うことが必要である。	継続	児童生徒を対象にたばこの害についての知識の普及・啓発を図るために、小・中学校の保健の授業において、喫煙による健康被害について学習した。薬物乱用防止教室等において、たばこ等の害について学習した。中学校においては、学年集会等を通して生活指導の一環として指導している。	薬物防止教室やセーフティ教室でも喫煙の害について、積極的に扱うなど、年間を通した計画的な指導を行うことが必要である。

基本施策(5) 歯と口腔の健康づくり

No.	施策	個別事業 取り組み	内容	担当 課	令和4年度			令和5年度	
					実施状況	目標を達成するための課題等	今後の方向性	実施状況	目標を達成するための課題等
31	歯科に関する取り組みの推進	成人歯科健康診査	25歳から80歳の5歳刻みの節目年齢の市民を対象に、高齢期の歯の喪失の原因となる歯周疾患の早期発見に努め、生涯を通じて自分の歯で過ごせることを目的に実施します。	健康課	若いうちより口腔疾患の予防のために、成人歯科健康診査を20歳から80歳までの5歳刻みの節目対象者に実施した。年齢別の受診者数と受診率は以下のとおり。 20歳＝80人 6.19%/25歳＝135人8.26%/30歳＝118人 7.27%/35歳＝152人8.74%/40歳＝137人 7.69%/45歳＝124人 6.64%/50歳＝164人8.30%/55歳＝211人 10.40%/60歳＝192人11.88%/65歳＝156人 13.14%/70歳＝175人 14.36%/75歳240人 17.07%/80歳＝189人 20.13% 全体＝2073人 10.21%	若年時から意識付けが重要であるため、令和元年度から対象の節目年齢に20歳も加え受診対象者を拡大した。後期高齢にあたる75歳・80歳には口腔機能の維持・向上を目的として口腔機能審査を追加した。さらに令和5年度より口腔機能審査に70歳も追加していく予定。	継続	若いうちより口腔疾患の予防のために、成人歯科健康診査を20歳から80歳までの5歳刻みの節目対象者に実施した。年齢別の受診者数と受診率は以下のとおり。 20歳＝91人 7.15%/25歳＝99人 5.98%/30歳＝101人 6.13%/35歳＝134人 7.82%/40歳＝105人 5.67%/45歳＝126人 6.90%/50歳＝135人 7.01%/55歳＝176人 9.22%/60歳＝180人 10.63%/65歳＝159人12.54%/70歳＝194人 16.85%/75歳222人 15.36%/80歳＝180人 18.95% 全体＝1,902人 9.36%	若年時から意識付けが重要であるため、令和元年度から対象の節目年齢に20歳も加え受診対象者を拡大した。また、後期高齢にあたる75歳・80歳に加わせ令和5年度から70歳も追加して、口腔機能の維持・向上を目的とした口腔機能審査を実施した。受診率向上のため、専用の封筒に無料の文字を追加するなど周知方法の検討を行う。
32		妊婦歯科健康診査	市内在住の妊婦を対象に、妊娠中に口腔健診および歯科保健指導を行い、妊婦自身の歯科保健意識を高め、口腔内の健康増進を図ります。	健康課	・小金井歯科医師会実施医療機関にて妊婦の個別歯科健康診査を実施した。通年実施:343人 ・令和4年度より保健センターにおいて妊婦歯科教室を開始、妊婦自身の口腔状況を知る、唾液PH測定・唾液う蝕活動試験を実施した。年18回:22人	妊娠中に口腔内の健康が全身の健康に繋がることを理解して頂き、妊婦の有病者数の低下と健康の保持増進及び生まれてくる乳幼児の口腔内の健康増進に努める。	継続	・小金井歯科医師会実施医療機関にて妊婦の個別歯科健康診査を実施した。通年実施:340人 ・令和4年度より保健センターにおいて妊婦歯科教室を開始、妊婦自身の口腔状況を知る、唾液PH測定・唾液う蝕活動試験を実施した。年18回:24人	妊娠中に口腔内の健康が全身の健康に繋がることを理解して頂き、妊婦の有病者数の低下と健康の保持増進及び生まれてくる乳幼児の口腔内の健康増進に努める。
33		歯科健康教育・相談	各種保健衛生事業相互の連携を図り、ライフステージの各段階においてふさわしい歯科教育・相談を実施し、市民の口腔における健康の保持増進を図ります。	健康課	各種保健衛生事業において歯科健康教育と相談を実施した。 ・3～4か月児健診年24回(集団健康教育と個別相談を実施)・1歳6か月児健診年24回(個別相談を実施)・3歳児健診24回(個別相談を実施)・むしば予防教室38回:106人 ・両親学級16回:204人・離乳食教室24回:174人 ・歯科健康相談12回:45人(うち未就学児親子歯科教室2回:7人・こどもの歯並び相談2回:4人・口の乾燥トラブル相談(60歳以上)2回:14人) ・保育園及び児童館歯科教育回:21人・出前まなびあい講座(市内公共施設)1回:9人・小金井市民の歯と口の健康1回:396人・のびのび広場相談30回:61人	各年齢ごとに歯科健康教室と相談を実施し、市民の口腔における健康保持増進に努める。	継続	各種保健衛生事業において歯科健康教育と相談を実施した。 ・3～4か月児健診年24回(集団健康教育と個別相談を実施)・1歳6か月児健診年24回(個別相談を実施)・3歳児健診24回(個別相談を実施)・むしば予防教室40回:119人 ・両親学級16回:512人・離乳食教室24回:191人 ・歯科健康相談12回:47人(うち未就学児親子歯科教室2回:2人・こどもの歯の相談2回:6人・口の乾燥トラブル相談(60歳以上)2回:13人) ・保育園及び児童館歯科教育3回:23人・出前まなびあい講座(市内公共施設)1回:19人・小金井市民の歯と口の健康1回:374人・のびのび広場相談30回:146人	各年齢ごとに歯科健康教室と相談を実施し、市民の口腔における健康保持増進に努める。
34	歯と口腔の健康づくりに関する情報提供の充実	かかりつけ歯科医の紹介	要介護者の方、障がいのある方で、歯科医院にかかっていない方に対して、かかりつけ歯科医の紹介を行います。	健康課	歯科医師会と連携を図り、通院が困難な方を対象に、訪問診療可能な歯科医の紹介を行った。 令和4年度:5名	通院が困難な市民に、診療できる環境を確保するため、引き続き歯科医師会と連携を図り、継続するとともに、本事業を必要としている市民への周知に取り組む。	継続	歯科医師会と連携を図り、通院が困難な方を対象に、訪問診療可能な歯科医の紹介を行った。 令和5年度:7名	通院が困難な市民に、診療できる環境を確保するため、引き続き歯科医師会と連携を図り、継続するとともに、本事業を必要としている市民への周知に取り組む。
35		歯周病予防対策の推進(健康づくりフォローアップ事業)	生活習慣病をはじめ、様々な全身疾患と歯周病との相互関係について、健康教育やその他の機会を通じて正しい知識の普及啓発を図ります。	健康課	各フォロー健康教室において、市民の口腔における健康の保持増進の普及・啓発に努めた。 ・骨粗しょう症予防教室7人・親子健康教室5組・糖尿病予防教室9人・体組成測定でボディメイク教室8人・血管若返り教室10人・いきいき健康教室8人 ※フォロー健康教室における歯科健康教育の参加人数	引き続き、健康教室やその他の機会を通じて正しい知識を普及し、歯科における健康増進に努める。	継続	各フォロー健康教室において、市民の口腔における健康の保持増進の普及・啓発に努めた。 ・骨粗しょう症予防教室7人・親子健康教室4組・糖尿病予防教室13人・体組成測定でボディメイク教室2人・血管若返り教室12人・いきいき健康教室6人 ※フォロー健康教室における歯科健康教育の参加人数	引き続き、健康教室やその他の機会を通じて正しい知識を普及し、歯科における健康増進に努める。
36		「6024・8020運動」の推進	60歳で24本以上の歯がある市民、80歳で20本以上の歯がある市民の増加を目指し、各種の歯科事業を実施します。また、関係機関と連携して「6024・8020運動」を推進します。	健康課	・各健康教室において、市民の口腔における健康の保持増進の普及・啓発に努め、年3回、歯科医師による健康講演会を開催した。参加者27名 ・歯科医師会において実施している「8020運動」(10月実施)を後援し、市報・ホームページ・ポスター等で周知を図り、20歳～80歳までの5歳刻みの方を対象に成人歯科健康診査を実施し、2,073名の市民が受診した。	今後も引き続き、歯科健康相談や「歯と口の健康」等、様々な機会を通じて歯科保健の普及・啓発に努めていく。また、令和元年度から成人歯科健康診査対象者を20歳から80歳に拡大した。引き続き若年層から口腔ケアの大切さを周知・啓発していく。	継続	・各健康教室において、市民の口腔における健康の保持増進の普及・啓発に努め、年3回、歯科医師による健康講演会を開催した。参加者23名 ・歯科医師会において実施している「8020運動」(10月実施)を後援し、市報・ホームページ・ポスター等で周知を図り、20歳～80歳までの5歳刻みの方を対象に成人歯科健康診査を実施し、1,902名の市民が受診した。	今後も引き続き、歯科健康相談や「歯と口の健康」等、様々な機会を通じて歯科保健の普及・啓発に努めていく。また、令和5年度から成人歯科健康診査と同時に実施する口腔機能診査について、対象者に70歳を追加した。また、これまで必要に応じた実施していたが、令和6年度は対象者全員実施となるように関係医療機関と調整を行う。

基本目標3 健康を育む環境整備

基本施策(1) 医療体制の充実

No.	施策	個別事業 取り組み	内容	担当 課	令和4年度			令和5年度	
					実施状況	目標を達成するための課題等	今後の方向性	実施状況	目標を達成するための課題等
37	身近な地域で安心して医療を受けられる体制づくり	かかりつけ医の普及	医療機関との連携・協力のもと、各種の保健・医療サービスを身近なところで提供するかかりつけ医の普及を図ります。	健康課	ホームページ等で「かかりつけ医院・歯科医院・薬局」を持つことの意義について記事を掲載するとともに、月2回市内医療機関等の休日診療の周知を行い、情報提供を行った。 新型コロナウイルス感染症の検査を受けたいがかかりつけ医が無いので受診可能な医療機関の問い合わせが多数あり、医療機関の情報提供を行った。	各種健(検)診事業や健康教育事業を地区医師会と協力して行うことにより、市民の健康意識を高め、身近なかかりつけ医をもつ機会となるよう、引き続き情報提供を行う。	継続	ホームページ等で「かかりつけ医院・歯科医院・薬局」を持つことの意義について記事を掲載するとともに、月2回市内医療機関等の休日診療の周知を行い、情報提供を行った。	各種健(検)診事業や健康教育事業を地区医師会と協力して行うことにより、市民の健康意識を高め、身近なかかりつけ医をもつ機会となるよう、引き続き情報提供を行う。
38		保健・医療体制の充実	東京都や地域の関係機関等と連携し、地域の保健・医療体制について検討します。	健康課	地域の医療機関と連携して、小児医療体制を含めた救急医療体制、休日診療・休日準夜医療体制を構築しているほか、災害等に備えて医療救護訓練を実施している。また、保健所とは医療圏域における保健・医療体制についてのプランを策定している。	引き続き東京都・地域の関係機関等との連携を強化するとともに、地域の小児医療体制の充実を図る。	継続	地域の医療機関と連携して、小児医療体制を含めた救急医療体制、休日診療・休日準夜医療体制を構築しているほか、災害等に備えて医療救護訓練を実施している。また、保健所とは医療圏域における保健・医療体制についてのプランを策定している。	引き続き東京都・地域の関係機関等との連携を強化するとともに、地域の小児医療体制の充実を図る。

基本施策(2) 健康づくり環境の充実

No.	施策	個別事業 取り組み	内容	担当 課	令和4年度			令和5年度	
					実施状況	目標を達成するための課題等	今後の方向性	実施状況	目標を達成するための課題等
39	市民が利用しやすい健康づくりの場の充実	スポーツ・レクリエーションの機会の充実	スポーツ人口の底辺拡大と相互交流を推進するため、市民体育祭などのスポーツ大会を実施します。 高齢者や障がいのある人、親子など、誰もが気軽に参加できるスポーツのイベント、教室やレクリエーションの活動の場を充実させます。	生涯学習課	・都民生涯スポーツ・スポレクふれあい大会(市代表選手派遣):8種目、84人参加 ・市民体育祭:29種目、6,223人参加 ・スポーツフェスティバル:7種目、1,537人参加 ・こがねいポッチャ大会:20チーム(70人)参加 ・ポッチャ教室:135人参加 ・シニアスポーツフェスティバル:15種目、818人 ・市町村総合体育大会:11種目、79人 ・都民体育大会:20種目、187人	・東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会を契機として増加傾向にある新たなスポーツ・レクリエーションの場や新しいスポーツに触れる機会を、大会終了後も継続できるよう検討をする必要がある。	継続	・都民生涯スポーツ・スポレクふれあい大会(市代表選手派遣):9種目、109人参加 ・市民体育祭:28種目、6,569人参加 ・スポーツフェスティバル:7種目、1,928人参加 ・こがねいポッチャ大会:12チーム(39人)参加 ・ポッチャ教室:104人参加 ・シニアスポーツフェスティバル:14種目、679人 ・市町村総合体育大会:7種目、76人 ・都民体育大会:13種目、173人	・市民体育祭などのスポーツ大会を引き続き開催するとともに、気軽に参加できるスポーツのイベントやレクリエーション活動の場を多くの方に提供できるよう努める。
40		健康づくりの場の情報提供	市や関係機関が作成している各種ウォーキングマップ(「小金井でくたくマップ」、「小金井まち歩きマップ」など)について、普及と活用の促進を図ります。	健康課	令和2年度に内容を一部変更し、20,000部増版した以降、増版はしていないが、在庫を使用して、ウォーキングから健康の保持増進に努めてもらえるように、健康教育参加者及び市施設内で配布している。	「てくてくマップ」の作成において、都の補助金を利用しており、令和3年度以降補助金の補助率が1/2に下げられていることから、財源の確保が課題となる。	継続	令和2年度に内容を一部変更し、20,000部増版した以降、増版はしていないが、在庫を使用して、ウォーキングから健康の保持増進に努めてもらえるように、健康教育参加者及び市施設内で配布している。	「てくてくマップ」の作成において、都の補助金を利用してのことから、マップの更新を行うためには財源の確保が課題となる。